

5.3 ユーザ点数マスタの設定について

- (1) ユーザが登録できる診療行為コードの範囲
- (2) 服用方法の登録
- (3) 画像診断 撮影部位の登録
- (4) コメント文の登録
- (5) その他材料・特定器材商品名ユーザ登録
- (6) 自費（文書料など）の登録
- (7) 「改正」ボタンの使用
- (8) ユーザ点数マスタの複写

(1) ユーザが登録できる診療行為コードの範囲

ユーザが点数マスタに登録できる診療行為コードは、先頭が「0」から始まる9桁のコードのみです。

ただし、診療行為コードによってはシステムで予約されたものや範囲によって 内容を限定していますので、むやみに設定することはできません。以下の表を参考に点数マスタの登録を行ってください。

※ユーザが登録できる範囲以外のコードを入力した場合、警告メッセージを表示します。

診療行為コード		内 容
開 始	終 了	
001000001	001999999	服用方法 （“001000001”～“001000986”までは日レセオオリジナルの服用方法が登録済みです）。
002000001	002999999	画像診断 撮影部位
008200001	008299999	コメント文 （レセプト、処方箋記載有り）
008300001	008399999	コメント文 （診療行為入力時、コメント文の後ろに文字の直接入力ができる） （レセプト、処方箋記載有り）
008400001	008499999	コメント文 （診療行為入力時、コメント文の間に数字の直接入力ができる） （レセプト、処方箋記載有り）
008500000	008599999	コメント文 （診療行為入力時、コメント文の後ろに文字の直接入力ができる） （レセプト記載無し、処方箋記載有り） 008500000は表示なしのフリーコメント
008600000	008699999	コメント文 （診療行為入力時、コメント文の後ろに文字の直接入力ができる） （レセプト、処方箋等には印刷しない画面表示用コメント） 008600000は表示なしのフリーコメント
058000000	058999999	特定器材商品名ユーザ登録
059000001	059999999	その他材料 レセプト、処方箋表示あり。 （金額が0円の場合はレセプトに記載しません）
095000001	095009999	自費（文書料など）
095xx0001	095xx9999	自費（診療区分別に計上） xx：内容 11～12：診察 13：指導 14：在宅 21～27：投薬 31～33：注射

		40：処置 50：手術 54：麻酔 60：検査 64：病理診断 70：X線 80：その他料 91：診断書料（自賠償） 92：明細書料（自賠償） 93：特定器材等（労災・自賠償） 94：入院室料加算（労災、自賠償）
099000000	099999999	システム予約

※“095”，または“096”から始まる9桁コードは患者の自己負担分を表すコードです。診療行為に係る自己負担分は、

“095xx0001”～“095xx9999”が消費税を計算しないコード、
“096xx0001”～“096xx9999”が消費税を計算するコードです。

また、文書料などの自費分は、

消費税を計算しない場合は診療行為入力画面で診療種別区分の“.950”を入力し、消費税を計算する場合は同じく診療行為入力画面で“.960”を入力した後に該当コードを入力してください。

※ 自賠償保険に対応するコードとして、

“095910001”～“095919999”が診断書料のコード、
“095920001”～“095929999”が明細書料のコード、

があります。

※労災、自賠償保険に対応するコードとして、

“095930001”～“095939999”が（ポリネックなどの）特定器材等、労災診断書料のコード

があります。

ヒント！
09593XXXX のコードは労災レセプトの「その他」欄に集計されその他欄の横の摘要欄に記載します。

なお、対応する保険以外の保険で上記コードを使用した場合は自費分として取り扱います。

※労災、自賠償で入院時の入院室料加算は、入院操作マニュアルを参照してください。